

新型コロナウイルス感染症対応に係る
生活支援相談員活動マニュアル

令和2年5月29日

岩手県保健福祉部地域福祉課

岩手県社会福祉協議会

目次

1	はじめに	1
2	感染防止策	1
	（1）コミュニティ支援	2
	（2）訪問支援	5
3	Q&A	7
4	参考資料等	
	（1）参考様式	8
	（2）公民館における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン	12
	（3）資料	16

1 はじめに

現在、生活支援相談員に係る被災者支援については、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルスという。）の全国的な感染拡大を受け、サロン活動等のコミュニティ支援を自粛し、各戸訪問や電話による個別支援の機会を増やすなど被災者に寄り添った支援を実施しているところです。

一方、こうした状況が続くことで、被災者の孤立化の進行やこれまで生活支援相談員が取り組んできた、被災者を含めた地域住民による福祉コミュニティ形成が停滞することなどが懸念されます。

今後は、「新しい生活様式」等に沿って徹底した感染防止策を講じることを前提として、サロン活動等のコミュニティ支援を再開するほか、各戸訪問や電話による見守り支援を継続しながら、被災者に対する情報提供の強化に向け、不安や困りごとなど生活支援相談員への相談の案内や、「新しい生活様式」を周知するチラシを配付するなど、より丁寧な支援を行っていく必要があると考えます。

本マニュアルは、生活支援相談員がコロナウイルスの感染防止に対応した支援を実施するため、コロナウイルスの基本的な知識習得を図るほか、コミュニティ支援や訪問支援における具体的な感染防止策等を示すことを目的に作成したものです。

生活支援相談員の活動に当たっては、本マニュアルのほか、国や県のコロナウイルスに係る対処方針、要請内容等を適宜確認しながら適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況等によっては、本マニュアルを見直しますので、ご承知おきください。

2 感染防止策

「新しい生活様式」及び「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえ、生活支援相談員によるコミュニティ支援及び各戸訪問時の感染防止策を整理しました。

※ 生活支援相談員の活動において、一般的に留意すべき事項等を記載したものであり、必要に応じて代替策をとるなど、適切な対応をお願いします。

感染防止策の主なポイント

(1) コミュニティ支援

- 実施場所における感染リスク等の確認及び対応を行う。
- 「3密」をつくらない。
- 咳エチケットやマスクの着用、手洗い等を徹底する。
- 人との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける座席配置とする。
- ドアノブなど手が触れる場所等の消毒を行う（高頻度接触部位は特に注意）。
- 参加人数は収容人数の50%を目安とする。

(2) 訪問支援

- 咳エチケットやマスクの着用等を徹底する。
- 各戸訪問の都度、玄関ドアやインターフォンに触れる前に手指消毒を行う。
- 面会時は人との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける。
 - ※ 相談対応時等に間隔の確保が困難な場合は、可能な限り真正面を避けるなど工夫する。
 - ※ 詳細の感染対策等は次のとおり。

(1) コミュニティ支援

項目	感染防止策	備考
<p>1 実施前の準備</p> <p>①周知</p> <p>②感染リスク等の確認</p> <p>③実施日における役割分担</p>	<p>・コミュニティ支援の内容に係る検討に当たっては、近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行う活動は避けること。</p> <p>・対応に漏れがないよう、チェックシートにて確認する。</p> <p>参加者等に対してチラシの配付などにより、咳エチケットやマスク着用、手洗いの徹底等について周知する。</p> <p>・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。 テーブル、椅子の背もたれなど高頻度接触部位は特に注意する。</p> <p>・参加人数を試算し、身体的距離の確保が可能か確認する。</p> <p>・地域における感染状況を確認する。</p> <p>・その他</p> <p>・コミュニティ支援の実施日における役割分担を検討する。</p>	<p>⇒ガイドライン4④ (P14) ※括弧内は本マニュアルの参照ページを記載 (以下、同様) ⇒参考様式1 (P8)</p> <p>⇒参考様式2 (P10)</p> <p>⇒ガイドライン3 (P12)</p>
<p>2 実施日</p> <p>①相談員の体調確認</p> <p>②持ち物の確認</p> <p>③移動 (帰所する際の移動も同じ)</p>	<p>対応に漏れがないよう、チェックシートにて確認する。</p> <p>37.5度以上の発熱 (または平熱比1度超過)、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状等がないか確認・記録する。 ⇒上記症状がある場合は必要に応じて、医療機関、保健所等の受診を促す。</p> <p>【持ち物リスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液 (※) ・ペーパータオル ・手袋 ・ハンドソープ ・体温計 ・ゴミ袋など <p>※ドアノブなどには次亜塩素酸ナトリウム溶液 (0.05%) が有効。</p> <p>・咳エチケットやマスク着用を徹底する。 ・車内はこまめに換気を実施する。</p>	<p>⇒参考様式1 (P9)</p> <p>⇒ガイドライン4③ (P14)</p> <p>⇒次亜塩素酸ナトリウム液の有効性及び0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方 (P16、17)</p> <p>⇒咳エチケットマスクの付け方 (P19)</p>

<p>④会場設営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアノブなど手が触れる場所等（トイレを含む）を消毒する。 ・テーブル、椅子の背もたれなど高頻度接触部位は特に注意する。 ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最小限にする工夫を行う。 ・常時換気を行う環境を整備する。 ・出入口等に手指消毒液を配置する。 ・手洗い場にハンドソープ及びペーパータオルを配置する。 ・人との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける座席配置とする。 	<p>⇒共有物品はできるだけ置かないことや参加者が集まるまでドアを開けておくなど</p> <p>⇒手洗い後に使用するタオルは他人と共有しないよう使い捨てのペーパータオル等を使用すること。</p>
<p>⑤受付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の体調確認を行う。 ・37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状がないか等を確認する。 ・参加人数は収容人数の50%以下を目安とする。 ・参加者に対し、咳エチケットやマスクの着用、手洗い等の徹底を促す。 ・発症者が出たときのため、参加者名簿を作成する。 	<p>⇒ガイドライン4②（P13）</p> <p>※事前に検温をしていない参加者等は必要に応じて、受付時に検温を行う。</p> <p>⇒正しい手洗い（P19）</p> <p>⇒ガイドライン4②（P13）</p>
<p>⑥開催中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常時換気を行う。 ・咳エチケットやマスクの着用、手洗いの徹底等を実施する。 ・人との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける。 ・人との間隔の確保が困難な場合は、可能な限り真正面を避けるなど工夫する。 ・ドアノブなど手が触れる場所等の消毒を定期的実施する。 ・相談員からの飲食物の提供は控える。 <p>※熱中症等が懸念されるため、参加者が持参したものは可とするなど柔軟な対応をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等の配布物は手渡しで配布しない工夫をする。 	<p>⇒「新しい生活様式」（P18）</p> <p>⇒ガイドライン4①（P13）</p> <p>⇒ガイドライン4②（P13）</p>
<p>⑦開催後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃やごみの廃棄作業時はマスクや手袋の着用を徹底する。 ・作業後の手洗いを徹底する。 ・帰所後の手洗いを徹底する。 	<p>⇒ガイドライン4⑤ア（P14）</p>

◆取組事例1◆ 山田町社会福祉協議会の取組

山田町社会福祉協議会では、国が示す感染防止策等を参考に地域見守り支援拠点の取組を実施しています。

【具体的な感染防止策】

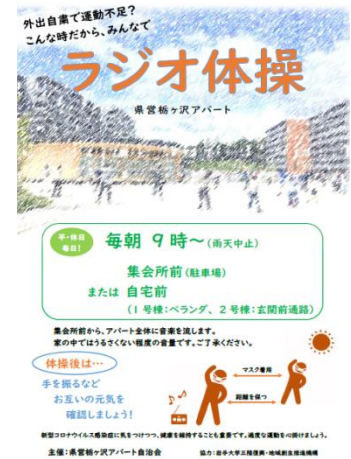
- ・入室人数の制限による密集の回避。
- ・定期的な換気の実施。
- ・出入口にチラシを配付するなどして、参加者に対し、マスクの着用、手指消毒の徹底等周知している。
- ・会場に検温器を常備することで検温できる体制整備など



◆取組事例2◆ 県営栃ヶ沢アパート自治会の取組

県営栃ヶ沢アパート自治会では、サロン活動等の自粛を受け、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構船戸特任助教の協力のもと、毎朝のラジオ体操の取組を強化しています。

船戸特任助教によると、「お互いが元気であることを認識できる定期的な機会が必要である。感染防止策を講じることを前提に、ラジオ体操後に手を振り合うなどお互いに元気か確認する機会をつくるのが目的。県内でも広がっていければと期待している。」とのこと。



◆取組事例3◆ 倉敷市社会福祉協議会の取組

倉敷市社会福祉協議会では、身体的距離の確保を徹底し、喚気に気を付けながら、マスクづくりを行うサロンを開催しています。

既に10か所ほどで開催しており、作成したマスクは、最近顔を見なくなって気になっている人や、外に出てこられない人の家に届けているようです。



(2) 訪問支援

項目	感染防止策	備考
<p>1 訪問前の準備</p> <p>①相談員の体調確認</p> <p>②持ち物の確認</p>	<p>対応に漏れがないよう、チェックシートにて確認を行う。</p> <p>37.5 度以上の発熱（または平熱比1度超過）、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状等がないか確認・記録する。 ⇒上記症状がある場合は必要に応じて、医療機関、保健所等の受診を促す。</p> <p>【持ち物リスト】 手指消毒液 など</p>	<p>⇒参考様式3 (P11)</p>
<p>2 訪問中</p> <p>①移動（帰所する際の移動も同じ）</p> <p>②面会時</p> <p>③面会后</p>	<p>・咳エチケットやマスク着用を徹底する。 ・車内はこまめに換気を実施する。</p> <p>・各戸訪問の都度、玄関ドアやインターフォンに触れる前に手指消毒を行う。 ・人との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける。 ・相談対応時に間隔の確保が困難な場合は、可能な限り真正面を避けるなど工夫する。 ・部屋への入室は極力、控える。 入室する場合は、できるだけ長時間にならないよう配慮する。</p> <p>・発症者が出たときのため、訪問対象者の名簿を作成する。 ・帰所後の手洗いを徹底する。</p>	<p>⇒「新しい生活様式」(P18)</p> <p>⇒ガイドライン4①(P13)</p> <p>⇒「新しい生活様式」(P18)</p>

◆取組事例 1 ◆ 滝沢市社会福祉協議会の取組

滝沢市社会福祉協議会では、生活支援相談員への相談の案内や、自宅でできる介護予防のチラシを配るなどの支援をしています。

このチラシ配布をきっかけに対象者から訪問して話を聞いて欲しいとの相談を受け、対応するなど被災者に寄り添った支援を実施しています。



生活支援相談員・赤石です
一人ひとり コロナウイルス感染拡大を防ぐ為の自
粛で ぞろぞろコロナ疲れが出ていませんか？
ちなみに、社協職員歌名で
12時40分から毎日「ラジオ体操」をしています
関節から変な音や、うめき声が聞こえています
中には「ふん感がちょっと」という人も…(笑い)
体操が終われば、なんか気分スッキリして
午後のコーヒーとおやつが美味しい！！
工夫をしながら乗り切りましょう

皆様の元気な声を聞かせて下さい
お待ちしております



◆取組事例 2 ◆ 大槌町社会福祉協議会の取組①

大槌町社会福祉協議会では、戸別訪問した際には、インターフォン越しに面会実施の希望を確認した上で、対応するなど対象者の意向を重視した訪問を実施しています。

◆取組事例 3 ◆ 大槌町社会福祉協議会の取組②

大槌町社会福祉協議会では、県内で新型コロナウイルスが発生した場合を想定し、対象世帯の見守り体制を市町村と連携して構築しています。

具体的には、県内でコロナウイルスの感染が確認された場合、生活支援相談員の戸別訪問による見守りを自粛し、電話での見守りに切り替えることとしているほか、必要な情報は市町村の担当課、民生委員、ケアマネジャー等との関係機関と情報共有することとしています。

また、認知症等により電話での見守りが不十分な方については、地域のキーパーソン（自治会役員、近所の世話焼きさん、親戚等）から生活状況(ゴミ出し、散歩、電気の点灯・消灯など)の聞き取りを行い、関係機関相互で情報共有することとしています。

3 Q & A

Q 1. サロン活動等のコミュニティ支援を実施してもよいか。

A 1. 地域の感染状況等を勘案した上で判断する必要がありますが、現在（令和2年5月29日）の本県の感染状況や被災地におけるサロン活動等のコミュニティ支援の必要性等を勘案すると、「新しい生活様式」等に沿って徹底した感染防止策を講じることを前提として、サロン活動等のコミュニティ支援を再開する必要があると考えます。

実施に当たっては、必要に応じて県や県社会福祉協議会に助言を求めるなど適切な対応をお願いします。

Q 2. 訪問相手がコロナウイルスを心配して訪問を拒否している。どうすればよいか。

A 2. 無理に訪問する必要はありませんが、対象者の孤立化等が懸念されることから、電話による見守りに切り替えるなどの対応をお願いします。

Q 3. 今後、熱中症が懸念されるため、相談員から飲み物の提供せざるを得ないケースが想定される。その際の留意点はあるか。

A 3. 「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（P15）」において、「調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。」「飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて座席を配置する。」などが示されていることから、消毒及び身体的距離の確保等を徹底することをお願いします。

Q 4. 感染が疑われる者から相談を受けた場合、どう対応すべきか。

A 4. 次の症状があれば、「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう案内してください。

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
2. 重症化しやすい方（注意）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（注意）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○帰国者・接触者相談センター

- ・受付時間：24時間 全日（土日・祝日を含む）
- ・電話：019-651-3175

4 参考資料等

(1) 参考様式

参考様式 1

コミュニティ支援チェックシート①

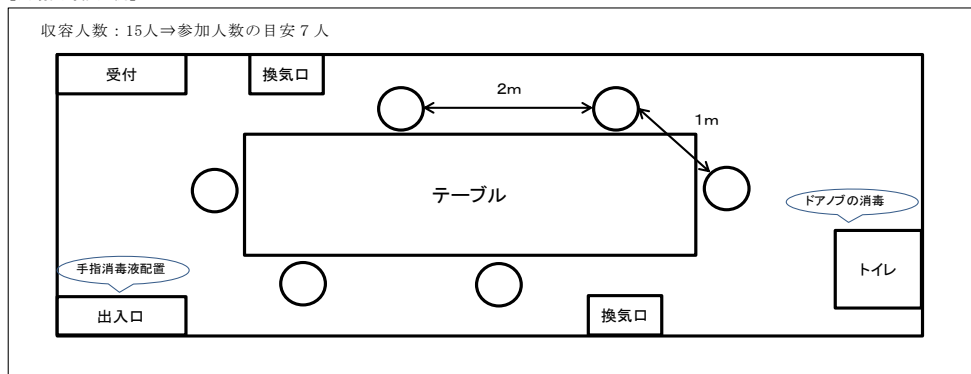
		記入日
開催予定日	サロン内容	対応者(予定)
チェック項目		チェック欄
①周知 参加者等に対しチラシの配付などにより、咳エチケットやマスクの着用の徹底等について周知する。		
②感染リスク等の確認		
<ul style="list-style-type: none"> 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。テーブル、椅子の背もたれなど高頻度接触部位は特に注意する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 参加人数を試算し、身体的距離の確保が可能か確認する。 		参加人数()人
<ul style="list-style-type: none"> 地域における感染状況を確認する。 		
<ul style="list-style-type: none"> その他() 		
③実施日における役割分担 サロン等開催日における役割分担を検討する。		担当者や具体的対策等を記入
<ul style="list-style-type: none"> 持ち物を確認する。消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、体温計、手袋、ゴミ袋など 		
<ul style="list-style-type: none"> ドアノブなど手が触れる場所等(トイレを含む)を消毒する。テーブル、椅子の背もたれなど高頻度接触部位は特に注意する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最小限にする工夫を行う。 		
<ul style="list-style-type: none"> 出入口等に手指消毒液を配置する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 手洗い場にハンドソープ及びペーパータオルを配置する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 人との間隔を最低1m(できるだけ2mを目安に)空ける座席配置とする。 		
<ul style="list-style-type: none"> 常時換気を行う環境を整備する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 受付対応 		
<ul style="list-style-type: none"> 開催中におけるドアノブなど手が触れる場所等の定期的な消毒を実施する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 清掃、ごみの処理 		
<ul style="list-style-type: none"> その他() 		

※実施日の座席配置等を検討しておくことよ(下表を使用)。

【会場図等】

収容人数： 人⇒参加人数の目安 人

【会場図等記入例】



コミュニティ支援チェックシート②

記入日

開催日	サロン内容	対応者	
チェック項目		チェック欄	備考
①相談員の体調確認 37.5度以上の発熱(または平熱比1度超過)、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状等があるか確認・記録する。			対応者氏名()、体温()、症状の有無() 対応者氏名()、体温()、症状の有無() 対応者氏名()、体温()、症状の有無()
②持ち物の確認			
・消毒液			
・ハンドソープ			
・ペーパータオル			
・体温計			
・手袋			
・ゴミ袋			
・その他()			
③移動(掃所する際の移動も同じ)			
・咳エチケットやマスク着用を徹底する。			
・車内はこまめに換気を実施する。			
④会場設営			
・ドアノブなど手が触れる場所等(トイレを含む)を消毒する。 テーブル、椅子の背もたれなど高頻度接触部位は特に注意する。			
・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最小限にする工夫を行う。			
・常時換気を行う環境を整備する。			
・出入口等に手指消毒液を配置する。			
・手洗い場にハンドソープ及びペーパータオルを配置する。			
・人との間隔を最低1m(できるだけ2mを目安に)空ける座席配置とする。			
⑤受付			
・参加者の体調確認を行う。 37.5度以上の発熱(または平熱比1度超過)、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状等がないか確認する。 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がないか等確認する。			
・参加人数は収容人数の50%以下を目安とする。			
・参加者に対し、咳エチケットやマスクの着用、手洗い等の徹底を促す。			
・発症者が出たときのため、参加者名簿を作成する。			
⑥開催中			
・常時換気を行う。			
・咳エチケットやマスクの着用、手洗いの徹底等を実施する。			
・人との間隔を最低1m(できるだけ2mを目安に)空ける。			
・人との間隔の確保が困難な場合は、可能な限り真正面を避けるなど工夫する。			
・ドアノブなど手が触れる場所等の消毒を定期的実施する。			
・相談員からの飲食物の提供は控える。			
・チラシ等の配布物は手渡しで配布しない工夫をする。			
⑦開催後			
・清掃やごみの廃棄作業時はマスクや手袋の着用を徹底する。			
・作業後の手洗いを徹底する。			
・掃所後の手洗いを徹底する。			



〇〇〇団地

参考様式2



みんなでお茶っこ会

日時: 〇月〇日(火)
10:00~12:00
場所: 集会所
内容: 体操、血圧測定他

新型コロナウイルス感染防止対策によるお願い

- 1 体温計で体温を測ってから来所してください
- 2 咳エチケット・マスク着用をお願いします
- 3 入室の際は手の消毒をお願いします
- 4 お茶の提供はお休みしますので、飲み物は各自で持参いただきますようお願いいたします
- 5 密集しないように入室制限を行う場合があります



〇〇〇社会福祉協議会



訪問支援チェックシート

記入日

訪問日	対応者	備考	
チェック項目		チェック欄	備考
1 訪問前の準備		/	
①相談員の体調確認 37.5度以上の発熱(または平熱比1度超過)、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状等がないか確認・記録する。			対応者氏名()、体温()、症状の有無() 対応者氏名()、体温()、症状の有無() 対応者氏名()、体温()、症状の有無()
②持ち物確認			
・手指消毒液			
・その他()			
2 訪問中		/	
①移動(帰所する際の移動も同じ)		/	
・咳エチケットやマスク着用を徹底する。			
・車内はこまめに換気を実施する。			
②面会時		/	
・各戸訪問の都度、玄関ドアやインターフォンに触れる前に手指消毒を行う。			
・人との間隔を最低1m(できるだけ2mを目安に)空ける。			
・相談対応時に間隔の確保が困難な場合は、可能な限り真正面を避けるなど工夫する。			
・部屋への入室は極力、控える。 入室する場合は、できるだけ長時間にならないよう配慮する。			
③面会后		/	
・発症者が出たときのため、訪問対象者の名簿を作成する。			
・帰所後の手洗いを徹底する。			

(2) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドライン

(令和2年5月14日(同年5月25日一部改訂) 公益社団法人全国公民館連合会)

1. はじめに

(略)

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者(以下、「職員等」という。)及び館に来館する者(以下、「来館者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

③集客施設のリスク評価

現下の状況にあって館の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県域を越えての来館が見込まれるか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまる人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価するかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. イベント・講座等イベント・講座等の実施に際しての実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ避け、対人距離を確保最低1m（できるだけ2mを目安に）することが前提である。
- ・ 感染防止のための感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 来館可能時間、来館可能者数の制限（来館待機列の設置等）
 - 館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
 - 日時指定の予約
 - 大人数での来館の制限大人数での来館の制限 等
- ・ 特定警戒都道府県内にある 公民館は、リスク評価の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。例えば、より厳しい 来館 規制の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする（同様に、第三者に公民館施設を貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促す）。
- ・ 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

②来館者の安全確保のために実施すること来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施する。
 - 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱う。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・ 備品の貸出物について十分な消毒（なお、消毒液は、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液（ただし手袋をして使用し、消毒直後に水拭きをする）を用いる（以下、物品・施設の消毒液に関する記載において同じ））を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、来館者の感染状況等の把握を行う。

③職員等職員等の安全確保のために実施することの安全確保のために実施すること

- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 館の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④イベント・講座等の開催に当たって等特に留意すべきこと。

- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・ 公民館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
また、室内で近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促す。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室へ隔離を行う。
 - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - イベント・講座等 主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - 感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
 - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

⑤施設管理施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。
- ・ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低 1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

イ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避する。
- ・ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。

- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) 調理室

- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 換気を徹底する。
- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 調理室等を使用する者は、体調管理、マスク（適宜フェイスシールド）の着用及び手指消毒を徹底する。

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合）最低1mできるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

オ) カフェテリア、各種複合施設等

事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。複合施設の場合は各施設と連携して対応を協議する。

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）原則2m以上の間隔を空けて座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

⑥ 広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知する。

-社会的距離の確保の徹底

-咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

-健康管理の徹底

-差別防止の徹底

-本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策
(略)

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)

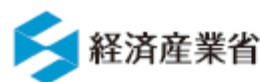


食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

【注意】
・家事用手袋を着用して行ってください。
・金属は腐食することがあります。
・換気をしてください。
・他の薬品と混ぜないでください。



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(裏面)



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする × 咳やくしゃみを手でおさえる ×



マスクを着用する (口・鼻を覆う) マスクがない時 ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う とっさの時 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

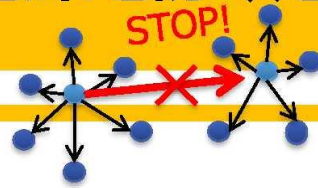
厚労省

検索



新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、**一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。**

このように、集団感染の共通点は、特に、「**換気が悪く**」、「**人が密に集まって過ごすような空間**」、「**不特定多数の人が接触するおそれが高い場所**」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。